

指導・指示にしたがって下さい

福祉事務所は適正で平等な保護をじっしするため、あなたの生活の実態について正確に知っておく必要があります。そのため、あなたの家庭などを訪問し、調査を行います。そして資産、能力を十分活用していないと認められたときには、いろいろな指導、指示を行うことがあります。また、届出の義務を怠ったとき、福祉事務所の指示にしたがわなかったときは保護を停止または廃止することがありますので注意して下さい。

急迫した事情などのため、すぐに資産を活用できないまま保護を受けたときは、受けた保護金品に相当する金額の範囲内で福祉事務所が定める額を返していただくことになります。

また、うその申告など不正な手段で保護を受けたときは、その費用を返してもらうだけでなく、罰を受けることもあります。

なお、福祉事務所の決定にどうしても不服があるときは、書面により県知事に対して審査請求をすることができます。

おねがい

この“しおり”はたいせつにしてください。

1. 病気になり病院にかかりたいときには、福祉事務所の担当者へ申出てください。そこで医療要否意見書を発行します。
2. いろいろな届出の用紙は、福祉事務所に備えてあります。又、必要に応じて担当者が持って参ります。
3. 保護費の支給日は、毎月5日（その日が土曜・日曜・祝日の時はその翌日）です。
4. 福祉事務所では、生活保護のほか、次のような仕事を行いますので、お気軽にご相談下さい。
 - ・ 介護に関すること
 - ・ 障害に関すること
 - ・ 子育てに関すること
 - ・ そのほか、いろいろな福祉に関すること

生活保護のしおり

あなたのしあわせのために

福祉事務所では、あなたの生活のことについていろいろお世話をいたします。

あなたが生活に困っておられる原因を1日も早くとりのぞいて、自分の力でしあわせなくらしができるよう念願しています。

そして、あなたの生活の相談相手となり、民生委員やほかの機関と協力して、できる限りの援助をしていきたいと考えています。

そのためには、あなたにぜひ知っていただきたいこと、守っていただきたいことがあります。

この“しおり”をよく読んで生活保護を利用して下さるようお願いします。

小値賀町福祉事務所

〒857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町
笛吹郷2376番地1

電話番号 0959-56-3111

FAX番号 0959-43-3077

あなたが保障されていること

- 1.生活保護法に定められた基準にあてはまるとき、あなたは他の人と平等にあつかわれ、何ら差別されることはありません。
- 2.あなたの保護は、正当な理由がなければ、不利益に変更されることはありません
- 3.保護のため支給される金品について、税金がかかることはありません。
- 4.国民年金の保険料、テレビの受信料、住民税、固定資産税などは、免除されることもあります。

保護の種類

- 1.生活扶助・・・飲食費、光熱水費、衣料寝具費、家具什器費などの日常生活に必要な費用
- 2.住宅扶助・・・家賃、間代、地代などの住居の確保及び家屋補修費などの住宅維持に必要な費用
- 3.教育扶助・・・学用品費、給食費などの義務教育に必要な費用
- 4.介護扶助・・・介護サービスに必要な費用
- 5.医療扶助・・・病気やけがなどの治療に必要な費用
- 6.出産扶助・・・出産に必要な費用
- 7.葬祭扶助・・・葬祭に必要な費用
- 8.生業扶助・・・高校就学及び商売をはじめたり、技術をおぼえたり、就職したりするときに必要な費用

(注) 布団、被服、寝巻、蚊帳、家具什器等の購入費用は、すべて生活扶助に含まれていますが、次のいずれかの条件で持ちあわせがない場合、一時扶助として支給されることもあります。

- 1)新しく保護を開始したとき
- 2)出生、入学、入院、退院のとき
- 3)日常生活に介助を必要とする長期療養者

届出をしなければならないとき

つぎのようなときは、すみやかに届出なければなりません。

- 1)住所が変わったとき
- 2)家族の人にかわったことがあったとき
(出生・死亡・転入・転出・入学・退学・転校・休学・卒業・交通事故・家出・結婚・病気・入院・退院など)
- 3)仕事を新しく始めたり、やめたりまたはかえたとき
(就職・転職・休職・失業・廃業など)
- 4)収入がふえたり、へったりしたとき、賞与をもらったとき、恩給、年金、保険金などをもらえるようになったとき、援助や仕送りがもらえるようになったとき、またはその金額が変わったとき
- 5)収入の不安定な人は毎月、その他の人は3ヶ月ごとに収入の届出をしてください。

保護を受けるには

保護を受ける人は、最低限度の生活を守るため、次のようにあらゆる手段をつくすことが必要です。

- 1)家族全員が努力し、能力に応じて働くこと
- 2)お金は計画的に使い、生活の向上に努力すること
- 3)日常生活にふさわしくない資産をもっている場合は、売る、または貸すなど生活のために活用すること
- 4)他の法律によって援助を受けられるときは、必ず手続きを行った上でその活用をはかること

※ 民法上での扶養義務は生活保護に優先されますので、親子兄弟からの援助が期待できる場合には、できるだけ援助をしてもらってください

(例1)

・働きによる収入を得ていたが、届け出なかった。

↓

・正しく届け出ていれば受けられたはずのさまざまな控除が受けられなくなり、その分も含めて福祉事務所に返さなければならない。

(例2)

・生命保険入院給付金を得ていたが、届け出なかった。

↓

・正しく届け出ていれば受けられたはずの自立更生のための費用の控除が受けられなくなり、入院(給付対象日)以降のすでに受けた保護費を福祉事務所に返さなければならない。

生活保護法(罰則)

第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

何かわからないことがありましたら

小値賀町福祉事務所 担当()
にお尋ねください。

所在地

857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

TEL 0959(56)3111

FAX 0959(43)3077

絶対に守っていただく

保護費のルール

生活保護は、皆さまの健康で文化的な生活を守るための制度です。定められたルールを守り、正しい申告に心がけてください。

生活保護費の計算のしかた

生活保護費 = 最低生活費 - 収入

あなたの世帯員の人数や年齢などをもとに、国が定めた方法で計算した最低生活費と世帯員の収入を比べて、収入が少ない場合に、その足りない分が生活保護費として支給されます。

したがって、生活保護費が正しく計算されるためには、世帯全員の人数や収入が正しく申告される必要があります。

最低生活費	
収入	生活保護費

生活保護法(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

不正受給とは

生活保護を受けている間は、あなたの世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときには、福祉事務所に正しく届け出なければなりません。

これらを正しく届け出なかったり、その他不正な手段を使ったりして保護費を受けてること「不正受給」といいます。

生活保護法(費用の徴収)

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部をその者から徴収することができる。

不正受給にならないために

その1「働きによる収入を届け出る」

働きによる収入があったときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

また、あなたの収入の状況は、翌年には税務署や役場などから漏れなく報告されますので正確に届け出てください。

(例)・定期的な収入(毎月の給料など)

- ・ 臨時的な収入(ボーナスや日払いの給料など)
- ・ 未成年者のアルバイト収入 など

□ポイント□

- ・ 働きによる収入については、交通費などの必要経費のほか、収入額に応じて定められた控除額を差し引いた額を認定します。(控除額分が手元に残ります。)
- さらに、未成年者(単身者等を除く)の場合、未成年者控除を差し引くことができます。
- ・ 高校生等のアルバイトの場合、私立学校の授業料の不足分のほか、修学旅行費、クラブ活動費などにあてる費用については、必要最小限度の額を収入認定の対象から除くことができます。(福祉事務所への届け出は必要です。)

その2「働きによらない収入を届け出る」

年金や援助など、働きによらない収入があったときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

(例)・年金や公的手当などの収入

- ・ 生命保険の入院給付金や解約返戻金
- ・ 世帯の者以外からの援助や仕送り
- ・ 交通事故の相手方からの損害賠償金
- ・ 不動産(土地・家屋)などの売却収入 など

□ポイント□

- ・ 保有を認められた生命保険の解約返戻金であっても、働きによらない収入になりますので届け出てください。
- ・ 生活保護受給中の借金(年金担保を含む)は、福祉事務所が事前に認めた一部の貸付金を除き、できません

その3「資産を届け出る」

資産があるときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

(例)・生命保険や損害保険などの各種保険

- ・ 土地や家などの不動産
- ・ 自動車や高価な貴金属類 など

□ポイント□

- ・ 不動産等を相続したときは、あなたの資産となりますので、福祉事務所に届け出てください。

その4「世帯状況の変化を届け出る」

世帯の者が増えたときや減ったときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

(例)・世帯の者の転出または転入

- ・ 世帯の者の入院または退院
- ・ 世帯の者の出生や死亡 など

□ポイント□

- ・ 家族でない人が一緒に暮らすようになったときも、福祉事務所に届け出てください。

その5「必要な費用は正確に申請する」

一時的に必要な生活費は、正しく申請し、使ってください。

(例)・引越しのときの費用、通院の移送費用 など

不正受給に対しては

不正受給を行ったときは、不正に得たお金を福祉事務所に返さなければなりません。また、警察に告訴されることもあります。